

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づく、

都市ガス料金の値引き期間を延長します

令和5年12月8日

(更新) 令和6年4月11日

上越市ガス水道局

- ・現在実施されている「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による都市ガス料金の軽減措置について、12月使用（令和6年1月検針）分まで対象としていたところを、令和6年5月使用（6月検針）分までに延長となりました。
- ・該当する期間における各月の従量料金単価から、下記のとおり値引きを行います。

対象期間	値引き単価
令和6年1月使用（2月検針）分から 4月使用（5月検針）分	1 m ³ 当たり <u>15円</u> （税込み）
令和6年5月使用（6月検針）分	1 m ³ 当たり <u>7.5円</u> （税込み）

<値引き額の例>

市内の標準的な家庭（月の使用量 35 m³）の場合

値引き額 = 35 m³ × 15円 = 525円（税込み）

- ・なお、値引き期間の延長に際して、お客様による手続きは必要ありません。
- ・国の支援を反映した値引き後の毎月の従量料金単価については、検針のお知らせや広報上越、ホームページ等で周知します。

※注：本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

[\(https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/\)](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/)

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

Tel 025-522-5518 内線 311